

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成24年4月27日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 J A三井リース株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホーマックススーパーデポ盛南店 盛岡市本宮四丁目40番20号
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - イ 駐輪場の収容台数
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 変更する年月日 平成24年12月17日
- (5) 変更の理由 駐車場の敷地の有効利用並びに駐車場及び駐輪場の収容台数の適正化のため

2 届出年月日 平成24年4月16日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所